



「大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の 改訂について

本町では、平成28年度にガイドラインを策定し、運用を行ってきましたが、近年の
設置施設の変化や、施設の維持管理に関する地域住民からの懸念事項を基に
ガイドラインの改訂を行いました。

1. 改訂の趣旨

本町では、平成28年11月に、太陽光発電事業者に対し、町内での事業実施にあたり、
遵守すべき事項・配慮していただきたい事項を明示した「大台町太陽光発電施設の
設置に関するガイドライン」を策定しておりますが、このたび、太陽光発電事業を
めぐる情勢の変化に、適切に対応し、事業開始後も、地域住民等と良好な関係性を
保ち、また、地域に受け入れられる太陽光発電事業の導入を促すため、改訂を行
いました。

2. 改訂年月日

令和6年8月8日

3. 改訂のポイント

改訂の主なポイントは、次の通りです。

○ガイドラインの対象施設を、FIT制度の認定の有無にかかわらず、対象とする。

○隣地の住民に対し、パネルが直接視界に入らないようにするために、目隠しや緩衝帯を設
けるなどの適切な措置を講ずるよう努めること。

○事業開始後も、維持管理を適切に行うこと。草刈り、標識看板の維持管理に努めること。

○設置事業届出について

- ・町へ提出する書類と同様のものを、区長・近隣住民に対し、配布すること。
- ・設置事業届出書類に、「事業説明報告出席者名簿」を添付すること。

○事業説明会について

- ・説明会を行った際に、出席できなかった区長・近隣住民に対し、個別対応をすること。
- ・反対者がいる場合は、丁寧な説明を行い、誠意をもって対応し、理解が得られるように努
めること。

4. 連絡先

生活環境課 環境衛生係

担当者 : 係長 高倉奈央

電話番号 : 0598-82-3787